

スマート農業技術活用促進総合対策費補助金のうち
農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうち
オープン API 等を活用したサービス事業体の機能強化事業公募要領

第1 総則

スマート農業技術活用促進総合対策費補助金のうち農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうちオープン API 等を活用したサービス事業体の機能強化事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとする。

なお、本公募は、令和7年度政府予算案に基づくものであるため、今後、予算成立までの過程で変更等が生じる可能性がある。

第2 事業の内容

本事業は、1「農業データ連携・共有のための環境整備」及び2「オープン API 等を活用した新たなサービス開発」から構成される。それぞれの取組内容については、次の1及び2に定めるものとする。

1 農業データ連携・共有のための環境整備

本事業は、農業用機械等（農業機械、環境計測機器、穀物乾燥調製貯蔵施設、青果物選果施設等、農業生産から農産物調製・選果までにおいて利用される機械・機器）から得られるデータや、農作業の計画・履歴、農作物の生育状況、気象予報や病害虫の発生予察等のデータの連携・共有に必要なデータの標準化や API※連携に係る契約等のルールづくり等の次の（1）から（7）までの取組を支援する。

※ API (Application Programming Interface) : 複数のアプリケーション等を接続・連携するために必要な仕組み

なお、事業の実施に当たっては、（1）、（2）、（6）及び（7）の取組は必須とし、それ以外の（3）、（4）及び（5）の取組は必要に応じて実施することとする。

事業の実施に要した費用については、（1）から（7）までの取組ごとに区分し、整理することとする。

（1）事業検討委員会の設置・開催

次の（2）から（7）までにおいて実施する取組内容の検討等を目的として、学識経験者、試験研究機関、機器製造事業者、農業用ソフトウェア製造事業者、農業者等を招へいして行う事業検討委員会を設置・開催する。

（2）データの連携・共有に向けた調査・検討

次の①から③の取組を行う。取組に当たっては、運用基準等の各事業者が整備する API のデータ項目等を記載した標準仕様書や、API を利用するに当たり遵守すべき利用規約等の合意形成を図ること。必要に応じて事業検討委員会に参画する事業者以外の関係事業者ヒアリングするなど、関係者の意見を広く伺うこと。また、運用基準の策定に当たっては、事業者がデータ連携プラットフォームに API を実装する際に円滑に対応できるようにするため、標準仕様書等にデータ連携プラットフォームへの API 実装方法について記載すること。

① 連携対象として検討を進める農業データ項目の特定

- ② ①の項目を円滑に連携・共有するためのデータの標準化や API 連携に係る契約事項の整理等の必要な取組
 - ③ ①及び②の取組成果を盛り込んだデータ連携・共有のための運用基準案の策定
- (3) データの連携・共有を行うための API 等の整備、接続検証及び分析・評価
- (2) の検討事項・内容に応じて、次の①から③の取組（データ連携プラットフォームを介したデータ提供・受領の仕組みの整備・検証を含む。）を行う。
- ① 機器製造事業者又は農業用ソフトウェア製造事業者等によるデータ提供又は受領に係る API 等の整備（API の作成・改良とそれに付随して API の接続検証に必要となるシステム開発・改良）
 - ② ①で整備した API の接続の検証、当該農業用ソフトウェア上での運用確認、生産現場における有効性の検証（前年度に当事業で整備した API の検証・改良も含む。）
 - ③ ①及び②の取組により明らかとなった課題等の整理及び（2）の③の運用基準案への反映、検討
- (4) データの連携・共有に向けた運用基準等の見直し
- データ連携・共有を円滑に行うため、必要に応じて既存 API の標準仕様や利用規約について追記・修正事項等を検討する。
- (5) データの連携・共有に向けた推進方策の検討
- (2) から（4）までの結果を踏まえ、データの連携・共有を円滑に行うために必要となる事項について検討を行い、「農業分野における API 整備に関するガイドライン（令和3年2月農林水産省策定）」（以下「ガイドライン」という。）等の追記・修正事項等を検討する。
- (6) 取組成果の普及活動等
- 事業実施主体は、オープン API の活用が他のシステム等にも広がるよう、本事業での取組についてホームページや講演での発表を行い、成果の公開・普及を行う。
- (7) 成果の報告
- (1) から（6）までの成果に関する報告書を作成し、公表する。

2 オープン API 等を活用した新たなサービス開発

データ活用の有効性を示すとともに、農業者によるデータ活用を推進し、農業の生産性向上を図るため、「農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうち農業データ連携・共有のための環境整備」で整備されたオープン API 等を活用したサービス事業体の機能強化等を目的とした新たなサービス開発を支援する。

事業の実施に当たっては、次の取組を実施することとする。なお、本事業において「サービス事業体」とは、農業現場における作業代行やデータ分析による生産性向上支援などのサービスをスマート農業技術を活用して提供する者（人材派遣のみや農業用機械のレンタル・リースのみを行う者は除く。）をいう。

事業の実施に要した費用については、（１）から（５）までの取組ごとに区分し、整理することとする。

（１）事業検討委員会の設置・開催

次の（２）から（５）までにおいて実施する取組内容の検討等を目的として、学識経験者、試験研究機関、機器製造事業者、農業用ソフトウェア製造事業者、農業者、サービス事業体等を招へいして行う事業検討委員会を設置・開催する。

（２）オープン API を活用したサービス事業体の機能強化のための新たなサービス開発

オープン API を活用した新たなサービス開発について、（１）の事業検討委員会の検討内容に応じて、次の①から③の取組を行う。

- ① 「農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうち農業データ連携・共有のための環境整備」で策定されたオープン API 標準仕様に基づく API の整備
- ② 農業用ソフトウェア製造事業者等による、システムの開発・改良
- ③ 必要に応じてデータ連携・活用の効果を高めるためのアプリケーション等の開発・改良

（３）実証・検証

（２）で開発・改良したシステム等について、実証を行い、オープン API を活用した新たなサービスの実現可能性、有効性を検証する。その際、開発したサービスの利用者となり得るサービス事業体を実証に参加させることとする。また、必要に応じて、ガイドラインや既存 API の標準仕様、利用規約についても追記・修正を行う。

（４）取組成果の普及活動等

事業実施主体は、オープン API の活用が他のシステム等にも広がるよう、本事業での取組についてホームページや講演での発表を行い、成果の公開・普及を行う。

（５）成果の報告

（１）から（４）までの成果に関する報告書を作成し、公表する。

第３ 事業実施期間

交付決定の日から令和８年３月３１日までとする。

第４ 応募団体等の要件

１ 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、第２の事業の内容に係る項目についての専門性を有する、以下の全ての要件を満たす事業化共同体（コンソーシアム）とする。

- （１）農業者、農業者の組織する団体、民間事業者、民間事業者の組織する団体、サービス事業体、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合、事業協同組合、技術研究組合、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、独立行政法人、地方独立行

政法人のいずれかを構成員とすること。また、構成員のうちのいずれかが代表団体として選定されていること（法人格を有するものに限る）。

- (2) 代表団体が、本事業に係る補助金交付の全ての手続を担うこと。
- (3) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に係る規約等を明確に定めるほか、一つの手続に複数の者が関与するなど、事務手続に係る不正を防止する体制が整備されていること。
- (4) 本事業に係る経費関係その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有していること。
- (5) 第2の2の「オープン API 等を活用した新たなサービス開発」の取組（以下「2の取組」という。）は、サービス事業体の機能強化を目的として、新たなサービス開発に必要な API の整備、API を活用したシステムの開発・改良とこれらを活用した実証を行うこととしていることから、農業用ソフトウェア製造事業者とサービス事業体を必ず構成員に含めること。また、両者が同一の事業者の場合は、成果の横展開につなげるため、第2の2の（1）で定める事業検討委員会の構成員に自社以外のサービス事業体を含めること。

2 データの取扱い及びデータ連携プラットフォームの活用

本事業の事業実施主体は、以下の内容に留意して事業を実施することとする。

- (1) コンソーシアムに参加する構成員は、「農業分野における AI・データ契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定）」及び「農業分野におけるオープン API 整備に関するガイドライン（令和3年2月農林水産省策定）」の趣旨を十分に踏まえて取り組むこと。
- (2) 本事業で API を整備した場合には、原則事業終了後1年以内に API を実装・公開するとともに、その仕様や取扱い（利用方法、利用可能な者の範囲や利用料）について、第三者が容易に理解し、利用することができるよう、データ連携プラットフォーム等の Web サイト等で明示すること。また、API の公開日が明らかになり次第、速やかに、API の名称や提供内容等を農林水産省大臣官房政策課技術政策室（以下「技術政策室」という。）に報告すること。
- (3) 2の取組に活用するオープン API は、農林水産データ管理・活用基盤強化事業で整備され、データ連携プラットフォームや各社 Web サイト等実装されているものを活用すること。また、新たにオープン API を整備する場合にも同事業で策定された標準仕様に基づいた API とすること。

3 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

応募団体等は、環境負荷低減のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを技術政策室に提出すること。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、技術政策室に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

第5 事業の成果目標

1 成果目標

成果目標は、事業内容に応じて適切な指標を設定することとする。

第2の1の「農業データ連携・共有のための環境整備」の取組（以下「1の取組」という。）については、運用基準策定後のオープンAPI整備及び実装の計画について設定することとする。

第2の2の「オープンAPI等を活用した新たなサービス開発」の取組については、オープンAPIを活用したシステム開発・改良の具体的な内容及びその効果について設定することとする。

2 目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

第6 補助対象経費の範囲

本事業において補助対象となる経費は、別紙1の経費のうち、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等（請求書、領収書の写し等）によって金額等が確認できるものに限る。

第7 申請できない経費

本事業で申請できない経費は、次のとおりとする。

- 1 事業実施に直接関係ない経費
- 2 事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額）

第8 補助金の額

本事業の総額の目安は114,000千円であり、この範囲で事業実施に必要な経費を助成する。

応募に当たっては、事業実施期間内における必要経費を算出することとなるが、実際に交付される補助金の額は、応募書類の審査の結果及び補助金等交付候補者の選定数等に基づき決定されるため、必ずしも提案額とは一致しない。

なお、本事業により収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がある。

第9 補助率

補助率は定額とする。

第10 リースの契約について

1 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）と利用者の2者の間で締結するリース物件の賃借権に関する契約をいう。以下同じ。）は、次の要件を全て満たすものとする。

- （1）本事業実施計画に記載された利用者及び機械等に係るものであること。

- (2) リース事業者が納入する機械等は、原則として一般競争入札で選定すること。
 - (3) リース期間は、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。）以内であること。
 - (4) 本事業以外に国から直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がない機械等であること。
 - (5) 本事業においてトラクター、コンバイン又は田植機をリース導入する場合は、オープン API を自社の web サイトや農業データ連携基盤での公開等を通じて、データを連携できる環境を整備しているメーカーのものを選定することを要件とする。
 - ※ なお、トラクター、コンバイン、田植機のメーカーのうち、農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、今回の要件の対象にあたらない。
- 2 リース契約に係るリース料の助成額
- リースに要する費用に対する助成額は、対象機械等ごとに本事業において検証に必要な期間に発生するリース料に限るものとする。

第 11 申請書類の作成及び提出

- 1 申請書類の作成
 - 提出すべき書類は、別紙 2（応募提出資料確認票）のとおりとする。
- 2 申請書類の提出方法及び提出先
 - 申請書類の提出は、電子メールにより下記の送付先に提出すること。
 - 電子メール送付先：gijyutsu_seisaku650※maff.go.jp
（迷惑メール対策のため「@」を「※」と表記しています。送信の際には「@」に変更してください。）
- 3 申請書類の提出期限
 - 令和 7 年 3 月 11 日（火曜日）午後 5 時まで（厳守）
- 4 申請書類の提出に当たっての注意事項
 - (1) 申請書類は、別記様式に従い、審査基準に係る項目に留意して作成する。
 - (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象とならないため、本要領等を熟読の上、注意して作成する。
 - (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
 - (4) 提出後の申請書類については、原則として資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却しない。
 - (5) 提出された申請書類は、秘密保持には十分配慮し、審査以外には無断で使用しない。
 - (6) 審査に当たり、農林水産省から応募団体に申請内容の確認を行うとともに、関連資料等の追加提出を求める場合がある。また、必要に応じて申請内容に関するヒアリングを行うこともある。
 - (7) 問合せは、下記の問合せ先において、公募期間中の月曜日から金曜日まで（祝祭日を除く。）の 10 時から 17 時（12 時から 13 時までを除く。）に受け付ける。
 - 問合せ先：農林水産省 大臣官房政策課技術政策室（電話：03-6744-0415（直通））

第 12 補助金等交付候補者の選定

1 審査方法

提出された申請書類については、技術政策室等において書類の内容確認、事前整理等を行った後、農林水産省農林水産技術会議事務局長が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」という。）において、別紙 3 の審査の基準等に基づきポイント付けによる審査を行い、ポイントの高い順に採択優先順位を定め、予算の範囲内で事業実施主体となり得る候補（以下「補助金等交付候補者」という。）を選定する。また、開発供給実施計画の認定による優遇措置として、応募時までに農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 63 号。以下「スマート農業活用促進法」という。）第 13 条第 1 項に定める開発供給実施計画の認定を受けている者又は事業終了時までに当該認定を受けることが確実である者※ 1 であって、事業申請者の事業内容が当該開発供給実施計画の内容に合致している場合に、3 ポイントを付与する。※ 2

なお、申請書類の提出から過去 3 年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項に基づき交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

※ 1 「事業終了時までに認定を受けることが確実である者」とは、農林水産省農林水産技術会議事務局研究推進課に対して、開発供給実施計画の申請書案を提出して事前相談を行っており、かつ、その内容が交付決定の通知日まで認定の水準に達すると見込まれる者とする。

※ 2 事業実施年度中に開発供給実施計画の認定を受けることが確実であるとして加点され、このことにより採択水準に達した者が、配慮すべき事情なく事業実施年度中に計画認定を受けなかった場合には、事業実施主体は、当該事業を取り下げ、中止し、又は廃止するものとする。

2 審査結果の通知等

審査の結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する。

審査結果の通知については、補助金等交付候補者には補助金等交付の候補者となった旨を通知するものであり、補助金等の交付は、別途定める必要な手続を経て、正式に決定されることとなる。

補助金等交付候補者については、農林水産省のホームページ等で公表する。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とする。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけではなく、その職を退いた後についても第三者に漏えいしないという秘密保持の遵守が義務付けられている。

なお、補助金等交付候補者の決定にかかわる審査の経過、審査結果等に関する問い合わせには応じない。

第 13 交付決定に必要な手続等

補助金等交付候補者は、国の指示に従い速やかに、スマート農業技術活用促進総合対策費補助金交付等要綱に基づき、補助金の交付を受けるために提出することとなっている事業実施計画及び交付申請書（以下「申請書等」という。）を技術政策

室まで提出すること。申請書等を技術政策室等において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発出する。

なお、申請書等の内容（補助金の額を含む。）については、審査結果又はその他の事情により修正を求める場合がある。

第 14 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（補助金等交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えないが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は補助金等交付候補者の選定の決定若しくは補助金の交付決定が取り消される場合がある。

第 15 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を遵守すること。

1 事業の推進

事業実施主体は、スマート農業技術活用促進総合対策費補助金交付等要綱等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負うこと。特に、申請書等の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行うこと。

2 補助金の経理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理管理、機器整備等の財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要がある。

- （1）事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）に基づき、適正に執行すること。
- （2）事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産等」という。）の所有権は、事業実施主体（事業実施主体の代表者個人を除く。）に帰属する。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- （1）取得財産等については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。他の用途への使用はできない。

- (2) 処分制限期間においては、取得財産等のうち1件当たりの取得金額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる仕様、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に農林水産大臣の承認を受けなければならない。

なお、農林水産大臣が承認した取得財産等の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付することとする。

4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利（以下「特許権等」という。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守すること。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に次の条件を遵守すること。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両者で協議・調整を行うこと。

5 事業成果等の報告等

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、スマート農業技術活用促進総合対策費補助金交付等要綱等に基づき必要な報告を行うこと。また、農林水産省は、あらかじめ事業実施主体に通知した上で、報告のあった事業成果を公表できるものとする。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めること。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表を求めることがある。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであること、論文等の見解が農林水産省の見解でないことを必ず明記し、発表した資料等については農林水産省に提出すること。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、必要に応じて国による評価を行う。その際、ヒアリング等の実施について協力を求めることがある。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。

第16 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は公示で定める。

公示は農林水産省のホームページ（ホーム＞ご意見・お問い合わせ＞調達情報・公表事項＞補助事業参加者の公募 URL

<http://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/index.html>）に掲載される。

別紙 1

補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
1. 直接経費			
備品費		本事業を実施するために直接必要な試験・調査備品・物品等の購入及びこれらの据付等に必要な経費	・リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。 ・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積り（該当する設備備品を扱う事業者が3社未満である場合を除き、原則3社以上）を徴収すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料費	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、情報通信機器・システム、ほ場、農業用機械等の借上げ経費	・農業用機械については、リースも対象とする。ただし、助成額は、対象機械等ごとに本事業において検証に必要な期間に発生するリース料に限るものとする。
	資料作成費	事業を実施するために直接必要な運用基準等の資料の作成に要する経費 ・謝金、人件費及び旅費	・謝金、人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

			・人件費については、事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）とする。
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	開発・改良費	事業を実施するために直接必要なシステム等の開発・改良に要する経費 ・システム設計費等 ・謝金、人件費及び旅費	・APIの整備・改良及びそれに付随して必要となるシステム開発・改良（API接続検証に必要な開発・改良を含む。） ・農業用ソフトウェア製造者等によるシステム等の開発・改良、並びに当該データ連携の効果を高めるために必要なプログラムやアプリケーション等の開発・改良に必要な経費に限る。 ・謝金、人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。 ・人件費については、事業を実施する事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）とする。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額（3万円未満）な物品の経費 ・CD-ROM等の少額（3万円未満）な記録媒体	・消耗品費は物品受払簿で管理すること。

		・試験等に用いる少額（3万円未満）な器具等	
	資材費	事業を実施するために直接必要な種子・苗、肥料等の資材にかかる経費	
	情報発信費	事業を実施するために直接必要なウェブページ作成等の情報発信に要する経費	
旅費	委員等旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術的指導等を得るための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行うための旅費として、依頼した専門員に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
人件費		事業実施主体が当該事業に直接従事する者に対して支払う実働に応じた対価（給与その他手当）	・人件費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）をほかの者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を

			除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要であり、かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	
2. 一般管理費		事業を実施するために必要であるが、当該事業に要した経費として抽出・特定が困難な光熱水料、燃料費、電話回線使用料等の経費	・ 直接経費の15%以内とする。

1. 人件費については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。
2. 上記欄の経費であっても、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合は認めないものとする。

別紙 2

スマート農業技術活用促進総合対策費補助金のうち農林水産データ管理・活用基盤
強化事業のうちオープン API 等を活用したサービス事業体の機能強化事業
応募提出資料確認票

応募団体名：

チェック欄 ※ 1	提出資料一覧
	書類の名称
	1 応募申請書（別記様式）
	2 事業実施計画（別記様式別添）
	3 応募団体の概要がわかる資料（定款、規約、会計経理規定等）
	4 事業費の積算根拠となる資料
	5 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
	6 開発供給実施計画の申請書類※ 2 （公募要領第12の 1 で定める開発供給実施計画の認定に係るポイント付与を希望する場合。）
	7 その他（必要に応じて）
	8 本票

※ 1 応募に必要な上記の各資料について、公募要領に基づき記載内容等が整っていることを確認した上で、提出時に、本票のチェック欄にチェック「○」を記入すること。

※ 2 スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定を受けている場合は認定通知書の写しなど認定状況の分かる資料、申請中の場合は、申請書類の写しを提出すること。

別紙 3

スマート農業技術活用促進総合対策費補助金のうち
農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうち
オープン API 等を活用したサービス事業体の機能強化事業審査基準

スマート農業技術活用促進総合対策費補助金のうち農林水産データ管理・活用基盤強化事業のうちオープン API 等を活用したサービス事業体の機能強化事業の補助金等交付候補者選定に係る審査基準について、審査項目及びポイントの上限は以下のとおりとする。

これに基づき申請ごとに採点（ポイント化）し、ポイントの合計値の高い順から補助金等交付候補者を決定する。ただし、「スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得」及び「交付決定取消しの原因となる行為の有無」以外の各審査項目について 0 ポイントと採点された申請については、ポイントの合計値によらず不採択とする。なお、1 及び 2 の取組を合わせて実施しようとする場合は、「事業内容」のそれぞれの項目のポイントの上限を半分にし、合計 10 ポイントとして審査する。

審査の項目	採点基準	ポイントの上限	採点
事業内容	【1 農業データ連携・共有のための環境整備】		
	事業内容は、農業データの連携促進に資する取組となっているか。 ・ なっている＝5ポイント ・ 概ねなっている＝3ポイント ・ なっていない＝0ポイント	5	
	事業内容は、社会的ニーズを十分に踏まえた取組となっているか。 ・ なっている＝5ポイント ・ 概ねなっている＝3ポイント ・ なっていない＝0ポイント	5	
	【2 オープンAPI等を活用した新たなサービス開発】 本事業で開発するサービスは、農業者等の生産性の向上や経営改善といった、サービス事業体が提供するサービスを向上させるものであるとともに、オープンAPIの活用拡大に資する取組となっているか。 ・ なっている＝10ポイント ・ 概ねなっている＝7ポイント ・ 一部なっていない＝3ポイント ・ なっていない＝0ポイント	10	
実施体制	事業内容と担当する実施者の役割が明確になっており、それぞれの事業内容を適切に実施できる者が参画した体制となっているか。 ・ なっている＝5ポイント ・ 概ねなっている＝3ポイント ・ なっていない＝0ポイント	5	

	事業実施主体は、事業を適切に実施することができる経理処理能力を有しているか。 ・ 有している＝5ポイント ・ 概ね有している＝3ポイント ・ 有していない＝0ポイント	5	
	検討委員会の有識者等の選定は妥当であるか。 ・ 妥当である＝5ポイント ・ 概ね妥当である＝3ポイント ・ 妥当とは言いがたい＝0ポイント	5	
事業費	事業内容に対して必要経費の積算が効率的かつ適正なものとなっているか。 ・ 適正である＝5ポイント ・ 概ね適正である＝3ポイント ・ 適正とは言いがたい＝0ポイント	5	
スマート農業技術活用促進法における開発供給実施計画の認定取得	スマート農業活用促進法第13条第4項に基づく認定を受けている、又は認定を受けていないが認定に必要となる手続 ・ 検討を進めているか、かつ当該事業の内容が該当する開発供給実施計画に即しているか。 ・ 該当する＝3ポイント ・ 該当しない＝0ポイント	3	
交付決定取消しの原因となる行為の有無	過去3か年に交付決定取消しとなる行為はないか（農林水産省大臣官房予算課が別に作成する資料等により、事実関係の有無を確認）。 ・ なかった＝0ポイント ・ あった＝-10ポイント	0	

別紙 4
環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート
(民間事業者・自治体等向け)

事業名：_____
組織名・代表者氏名：_____
住所：_____
連絡先：_____

Ver2.1

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合 (該当しない ☐) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない (照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない ☐) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない ☐) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合 (該当しない ☐) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない ☐) 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。
この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合が
あるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象
者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確
認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供
することはありません。

上記について、確認しました→☐